

宮城県内の原子力損害賠償の請求・賠償状況

資料 1－1

平成30年12月31日現在

単位:百万円

損害賠償項目	請求件数	請求金額	賠償件数	賠償金額	賠償割合	主な賠償事例 など
宮城県(= ① + ② + ③)	—	224,450	—	129,102	57.5%	※
① 県、市町村・一部事務組合		9,171		5,540	60.4%	
県		4,206		2,946	70.0%	○ADR申立分(①,②,③)を含む。H25.26追加賠償含む。
うちADR申立・和解額		(816)		(270)	33.1%	○申立額は、H23～27分。和解額は、H23、24分
市町村・一部事務組合		4,965		2,594	52.2%	○ADR申立分を含む
うちADR申立・和解額		(1,076)		(127)	11.8%	○申立額：7市町組合(仙台市、石巻市、白石市①,②,③), 角田市①,②, 丸森町①,②, 豊里町、石巻広域) ○和解額：5市町組合(石巻市、白石市①, 丸森町①, 豊里町、石巻広域)
② 個別請求(法人・個人事業主など)	17,526	166,428	15,178	75,821	45.6%	
加工・流通 ※ ・出荷制限指示等 ・風評被害	680	13,288	540	6,140	46.2%	○政府等による農林水産物等の出荷制限指示等の係る損害 (農林水産物の加工業・食品製造業者及び流通加工業者) ○風評被害 (農林水産物の加工業・食品製造業及び加工業者)
観光 ※	300	3,933	250	2,565	65.2%	○風評被害
サービス等、製造、輸出、農業(避難等 対象区域外+内), その他(特定+間接被害+法人・個人事業主+その他) ※	9,290	148,052	7,180	65,909	44.5%	○(サービス等業者、製造業、輸出) →風評被害 ○(農業) →政府等による農産物等の出荷制限指示等に係る損害 及び風評被害(茶及び畜産物を除く) →政府等による避難指示等に係る損害 ○(特定) →学校給食食材提供業者や産業廃棄物処理業者などが 行った検査費用などに対する損害賠償 ○(間接被害) →原発事故と相当因果関係のある間接被害 ○(法人・個人事業主) →政府による避難指示等に係る法人・個人事業主の 営業損害等 ○(その他) →東電請求書に記載の算出方法では請求困難な場合等
個人 (自主的避難等に係わる損害:丸森町 のみ)	7,256	1,155	7,208	1,207	105%	○賠償金額が請求金額よりも多いのは、請求漏れを東電が発見し、賠償したため。
③ 農林水産関係等の団体請求		48,851		47,741	97.7%	
JAグループ		33,308		32,261	96.9%	○肉牛や原木しいたけ(露地)の生産者における減収、 米の出荷自粛に係るJA検査費用など
宮城県森林組合連合会系統		414		398	96.1%	○原木しいたけ(露地)や ほど木、原木の生産者における減収、検査費用など
JFみやぎ 等		15,129		15,082	99.7%	○水揚げ自粛やタラ網漁、メロードづくり網漁の休漁分、 風評被害、ホヤ処分費、漁市場の検査費用・手数料、福島沖合操業 分など

①: 宮城県原子力安全対策課調べ(平成30年12月31日現在)

②: 東京電力東北補償相談センター調べ(平成30年12月31日現在)※個人は除く

③: 宮城県農林水産部調べ(平成30年12月31日現在)

注) 請求・賠償金額について、項目毎に四捨五入する関係で合計があわない場合がある。

○民間事業者等の賠償状況(再掲)

	請求件数	請求金額	賠償件数	賠償金額	賠償割合	
② 個別請求(法人・個人事業主など)	17,526	166,428	15,178	75,821	45.6%	
③ 農林水産関係等の団体請求		48,851		47,741	97.7%	
計		215,279		123,562	57.4%	

※ H30.4.30より東京電力から提供される請求・賠償に関する情報が変更されている。

① これまでH23.3.11時点で県内在住の法人・個人事業主を対象にしていたが、集計時点で県内に在住している法人・個人事業主へ変更された。

② 損害賠償項目について、これまで6項目だったが3項目に変更された。

③ 請求件数について、これまで一の位まで表記されたが、十の位で切り捨てへ変更された。

④ 個人・法人の財物、車両に関しては除かれた。